

社会福祉法人なぎ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なぎ（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等のうち、常勤役員に対しては報酬等を支給する。但し、当該常勤役員が当法人の職員を兼ね、川崎愛児園給与規程に基づく給与を支給されている場合は、本規程は適用しない。

(報酬及び諸手当)

第3条 常勤役員に対しては報酬及び通勤手当を支給する。

2 報酬は年俸で決定し、12で除した額を通勤手当と併せて毎月支給する。

3 報酬の額は、理事会の決議を評議員会に提案し、評議員会の議決により決定する。

4 通勤手当は、川崎愛児園給与規程の規定に準じてこれを支給する。

5 期末勤勉手当（賞与）は支給しない。

6 退職手当は支給しない。

(旅費等の支給)

第4条 役員等が職務のため出張をしたときは、川崎愛児園旅費支給規程に基づき、園長の基準に準じて旅費（交通費、宿泊料、日当）を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（改正）